

職員の処分について

1 処分日

令和2年3月25日

2 処分内容等

【迷惑行為】

(1) 対象職員及び処分内容

西部総合事務所職員

【懲戒処分】 停職6月

【分限処分】 降任（係長級→主事級）

(2) 事実関係

西部農業改良普及所大山普及支所の女性トイレに小型カメラを設置し、複数回にわたり盗撮行為を行うとともに、盗撮した映像を確認するため、職場のパソコンを使用した。